

相続税・贈与税

国際金融都市に向けた税制上の措置 (相続税・贈与税)

ポイント

海外からの高度金融人材の受け入れを加速させるため、国内に短期的に居住する在留資格を有する者等に係る相続税・贈与税が軽減される措置が講じられます。

改正内容

現行：「出入国管理法別表第1の在留資格で滞在している者で、相続・贈与前15年以内に国内に住所を有していた期間の合計が10年以下の者」に限定
 改正案：居住期間に関わらず国外財産は相続税・贈与税が課税対象外

被相続人 贈与者	相続人 受遺者 受贈者	国内に住所あり		国内に住所なし		
		一時居住者 (※2)	日本国籍あり			日本国籍なし
			10年以内に 国内に住所あり	10年以内に 国内に住所なし		
国内に住所あり	改正 在留資格(※1)を有する者	国内・国外財産に課税	国内・国外財産に課税			
		国内財産のみに課税	国内財産のみに課税			
国内に住所なし	10年以内に国内に住所あり	国内・国外財産に課税	国内・国外財産に課税			
	贈与税 短期滞在外国人(※3)				※5	
	長期滞在外国人(※4)					
	相続税 外国人	国内財産のみに課税	国内財産のみに課税			
	10年以内に国内に住所なし					

- ※1 在留資格とは、出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格(外交、投資・経営、医療、研究、企業内転勤など)をいいます。
- ※2 出入国管理法別表第1の在留資格で滞在している者で、相続・贈与前15年以内に国内に住所を有していた期間が10年以下の者
- ※3 出国前15年以内に国内に住所を有していた期間の合計が10年以下の外国人
- ※4 出国前15年以内に国内に住所を有していた期間の合計が10年超の外国人で出国後2年を経過した者
- ※5 短期滞在外国人から当該受贈者への国外財産の贈与は一旦申告不要(短期滞在外国人が出国後2年以内に国内に居住した場合には、その時に出国前に遡っての申告が必要)

(出典：国税庁の資料を加筆修正)

適用時期

明記なし

住宅取得等資金の贈与税の非課税

ポイント

令和3年1月1日以後の住宅取得等資金の贈与について、非課税限度額が引き上げられ、床面積要件の下限が引き下げられます。

改正内容

1. 非課税限度額の引上げ

令和3年4月1日から同年12月31日までに住宅用家屋の新築等に係る契約を締結した場合の非課税限度額が引き上げられます。

		現行	改正案
耐震・省エネ・ バリアフリーの住宅用家屋	消費税等10%	1,200万円	1,500万円
	上記以外	800万円	1,000万円
上記以外の住宅用家屋	消費税等10%	700万円	1,000万円
	上記以外	300万円	500万円

2. 床面積要件の下限の引下げ

贈与を受けた年の受贈者の合計所得金額が1,000万円以下である場合、床面積要件の下限を40㎡以上（現行：50㎡上）に引き下げられます。

※ 「東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置」についても同様の改正となります。

適用時期

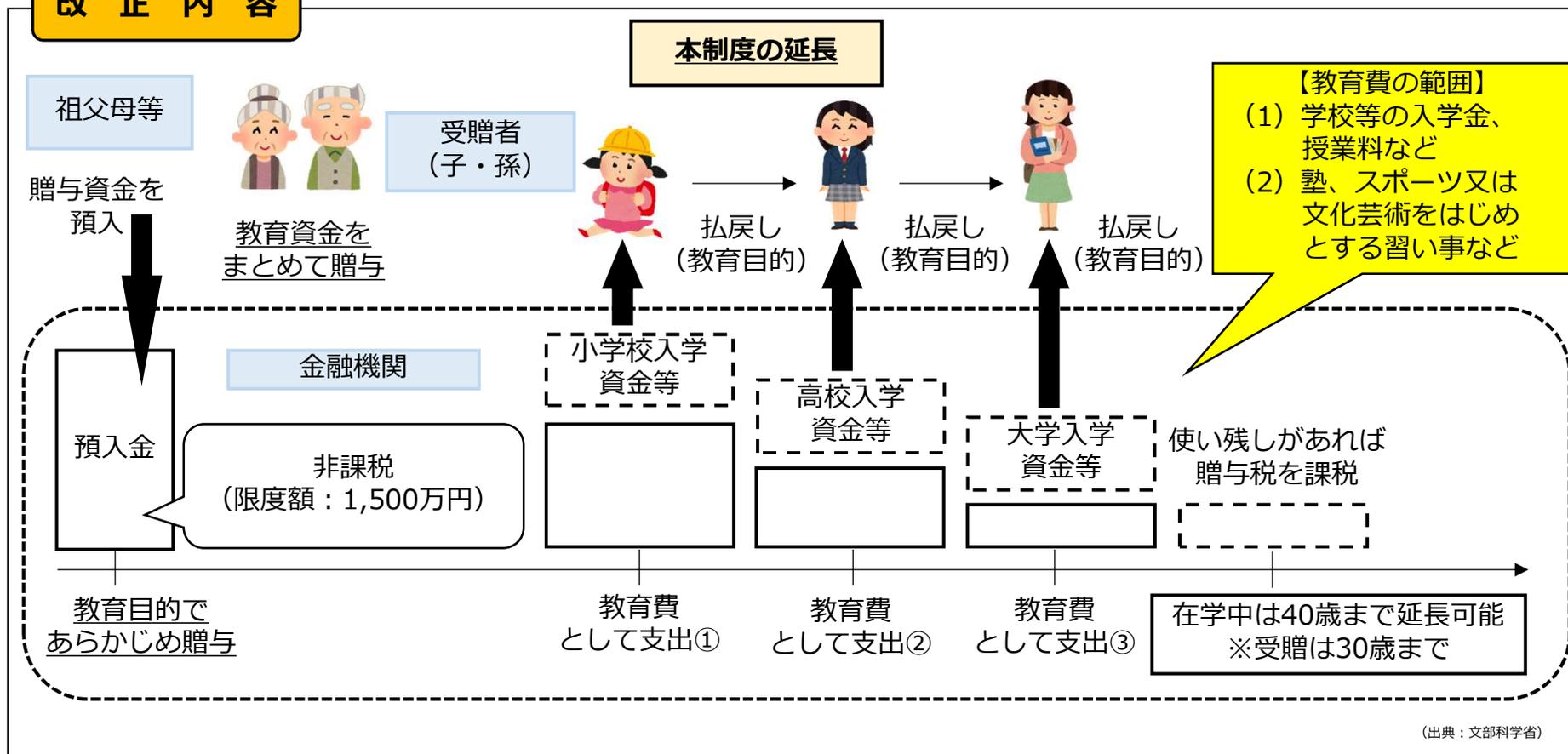
令和3年1月1日以後の贈与について適用

教育資金の一括贈与の非課税措置の見直し①

ポイント

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期間が2年間延長されます。

改正内容



適用時期

令和5年3月31日まで、2年間延長

教育資金の一括贈与の非課税措置の見直し②

ポイント

- ・贈与者の死亡時の相続税の課税対象が拡大されます。
- ・贈与者の死亡時に、贈与者の子以外の直系卑属（孫やひ孫等）に相続税が課税される場合に、相続税額の2割加算の対象となります。

改正内容

	現 行	改正案
贈与者が死亡した時の 相続税の課税対象の範囲	贈与者の死亡前3年以内の贈与に対する残額についてのみ、相続税の対象	全ての贈与に対する残額が相続税の対象
	※ 贈与者の死亡の日において受贈者が次のいずれかに該当する場合を除く イ 23歳未満である場合 ロ 学校等に在学している場合 ハ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合	
贈与者の子以外の直系卑属に 相続税が課される場合の 2割加算の適用	適用なし	適用あり

（信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡し、その死亡の日における管理残額（非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額）がある場合）

- 対象となる教育資金の範囲に、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものに支払われる保育料等が加えられます。（令和3年4月1日以後に支払われる教育資金について適用）
- 一定の申告書等の書面による提出に代えて、取扱金融機関の営業所等に対して、一定の申告書等に記載すべき事項等を電磁的方法により提供することができることとなります。

適用時期

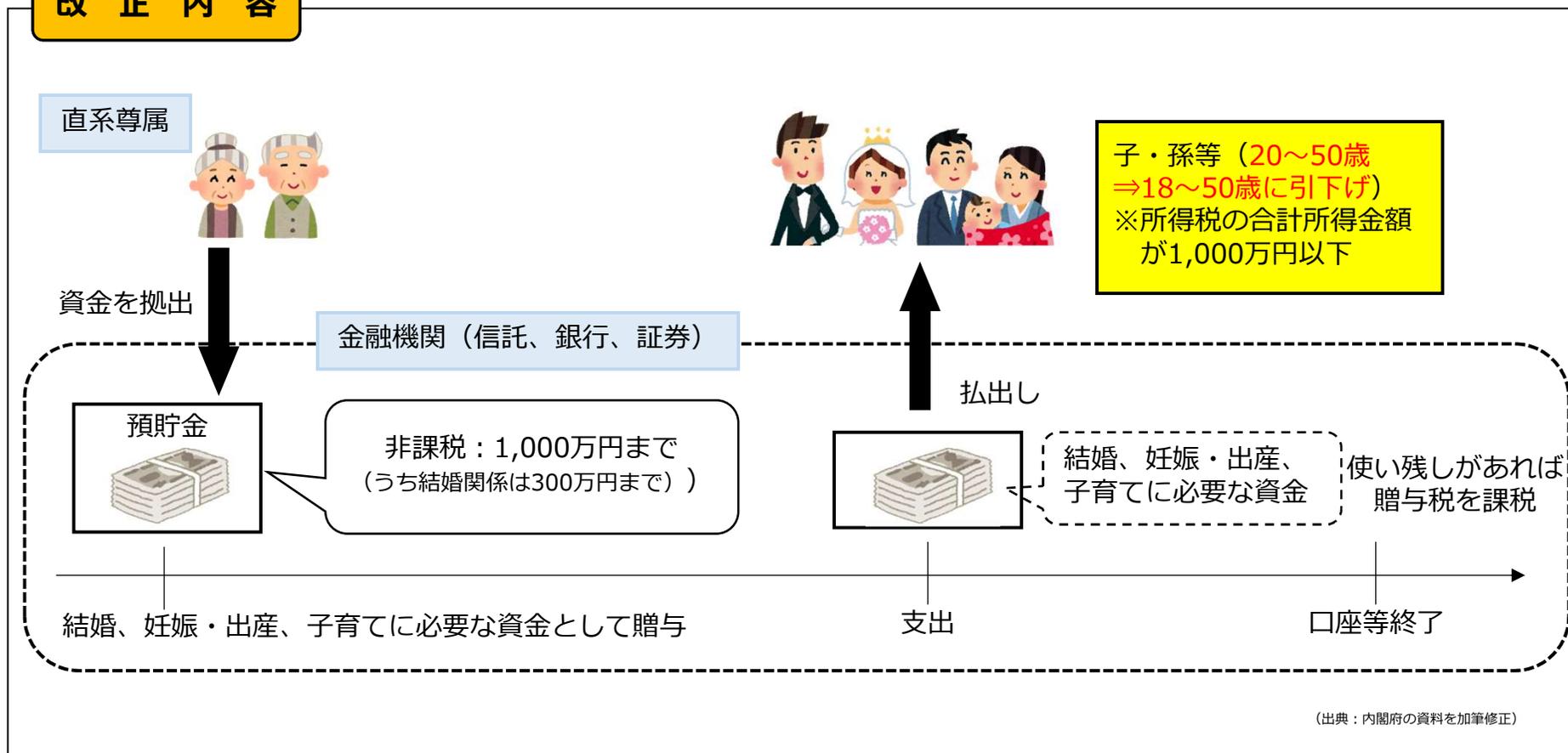
令和3年4月1日以後の贈与等により取得する金銭等について適用

結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の見直し①

ポイント

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期間が2年間延長されます。

改正内容



適用時期

令和5年3月31日まで、2年間延長

結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の見直し②

ポイント

- ・受贈者の年齢要件の下限が引き下げられます。
- ・贈与者の死亡時に、贈与者の子以外の直系卑属（孫やひ孫等）に相続税が課税される場合に、相続税額の2割加算の対象となります。

改正内容

	現 行	改正案
(1) 受贈者の年齢要件の下限の引下げ	20歳以上50歳未満	18歳以上50歳未満
(2) 贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合の2割加算の適用	適用なし	適用あり

(贈与者が死亡し、その死亡の日における管理残額（非課税抛出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額）がある場合)

- 対象となる結婚・子育て資金の範囲に、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものに支払われる保育料等が加えられます。（令和3年4月1日以後に支払われる結婚・子育て資金について適用）
- 一定の申告書等の書面による提出に代えて、取扱金融機関の営業所等に対して、一定の申告書等に記載すべき事項等を電磁的方法により提供することができることとなります。

適用時期

上記（1）は、令和4年4月1日以後の贈与等により取得する金銭等について適用
上記（2）は、令和3年4月1日以後の贈与等により取得する金銭等について適用

ポイント

非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度について、中小企業経営者の高齢化を踏まえ、後継者の役員要件が緩和されます。

改正内容

■非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度については、原則として後継者が被相続人の相続開始の直前において特例認定承継会社の役員である必要があります。ただし、次の①又は②に該当する場合には、後継者が役員要件を満たしていないときも本制度の適用を受けることができるようになります。（①については、一般制度についても同様の改正となります）

- ① 被相続人が70歳未満（現行：60歳未満）で死亡した場合
- ② 後継者が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の確認を受けた特例承継計画に特例後継者として記載されている者である場合

【後継者の役員要件が不要の場合】

現 行	改正案
先代経営者等である被相続人が60歳未満で死亡した場合、かつ、後継者が特例承継計画に特例後継者として記載された者である場合	先代経営者等である被相続人が70歳未満で死亡した場合（上記①）
	又は
	後継者が特例承継計画に特例後継者として記載されている者である場合（上記②）

【留意点】

- 令和5年3月31日までに特例承継計画の確認申請をおこなう必要があります。
- 後継者は相続開始から5か月を経過する日に特例認定承継会社の代表権を有する必要があります。

適用時期

明記なし

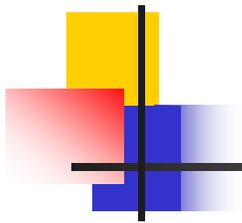
その他の納税猶予制度及びその他の贈与税非課税措置 (相続税・贈与税)

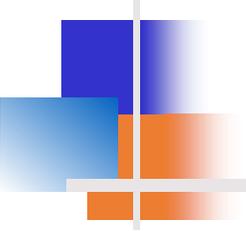
ポイント

租税特別措置等の適用期間の延長及び拡充、新設がされます。

改正内容

項目	延長・拡充・新設
(1) 特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度について、登録有形文化財産登録基準の改正を前提に、適用対象となる特定美術品の範囲に製作後50年を経過していない美術品のうち一定のものが加えられます。	拡充
(2) 個人事業者の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、適用対象となる特定事業用資産の範囲に、被相続人又は贈与者の事業の用に供されていた乗用自動車で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの（取得価額500万円以下の部分に対応する部分に限る）が加えられます。	拡充
(3) 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の適用に係る農地等を収用交換等により譲渡した場合に利子税の全額を免除する措置の適用期限が5年延長されます。	5年延長
(4) 特定障害者に対する贈与税の非課税措置について、次に掲げる申告書等の書面による提出に代えて、受託者の営業所等に対して、当該申告書等に記載すべき事項等を電磁的方法により提供することができるようになります。 ① 障害者非課税信託申告書 ② 障害者非課税信託取消申告書 ③ 障害者非課税信託廃止申告書 ④ 障害者非課税信託に関する異動申告書	新設





個人所得課稅

金融・証券税制①同族会社発行の社債利子等への課税の見直し

(所得税・個人住民税)

ポイント

同族会社の個人株主が支払いを受ける社債の利子や償還金は、法人を介在させる保有であっても総合課税の対象となります。

改正内容

		現 行		改正案 【一定の特殊関係者】
社債の利子	利子所得	源泉分離課税	所得税等 15.315% + 住民税5%	総合課税 (※1)
社債の償還金	割引の方法で発行される特定の社債	発行時に源泉分離課税	18.378% (16.336%)	現行どおり
	上記以外	償還時に申告分離課税 (株式等に係る譲渡所得等)	所得税等 15.315% + 住民税5%	総合課税 (※1)

※1 同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人 (※2) 及びその親族等が支払いを受けるもの

※2 法人と特殊の関係のある個人とは、法人との間に発行済株式等の50%超の保有関係がある個人等をいう

適用時期

令和3年4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子及び償還金について適用

ポイント

特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象から、特定保有株式が除外されます。

改正内容

1. 特定管理株式等とは

特定口座内保管上場株式等が上場株式等に該当しないこととなった内国法人が発行した株式又は公社債につき、その上場株式等に該当しないこととなった日以後、引き続き、特定管理口座(※1)に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座において保管の委託がされているその内国法人が発行した株式又は公社債

※1 その特定口座内保管上場株式等が上場株式等に該当しないこととなった内国法人の株式につき、その特定口座から移管により保管の委託がされることその他一定の要件を満たす口座

2. 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例とは

- ① 特定管理株式等について、株式又は公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として定められた一定の事実が発生したときは、その特定管理株式等の譲渡をしたこととみなす
- ② かつ、その損失の金額として一定の方法により計算された金額は譲渡をしたことによる損失の金額とみなして、上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例及び上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例を適用

3. 特定保有株式とは

平成21年1月4日において特定管理株式等であった株式で同年1月5日に特定管理口座から払い出されたもののうち、同日以後その株式と同一銘柄の株式の取得及び譲渡をしていないものであることにつき一定の証明がされたもの

【改正案】

上記特例の適用対象から、特定保有株式が除外されます。

適用時期

明記なし

セルフメディケーション税制の延長・見直し (所得税・個人住民税)

ポイント

対象となる医薬品の範囲の見直しや提出書類を簡素化等した上で、その適用期限が5年延長されます。

改正内容

医薬品の範囲	追加	スイッチOTC医薬品と同種の効能又は効果を有する要指導医薬品又は一般用医薬品で、療養の給付に要する費用の適正化の効果が著しく高いと認められるもの（3薬効程度）
	削除	療養の給付に要する費用の適正化の効果が低いと認められるもの
提出書類の簡素化		取組関係書類（※1）については、確定申告書への添付又は確定申告書の提出の際の提示が不要となります。 （確定申告期限等から5年間の保存の義務あり）

※1 健康保険法等の規定に基づき行われる健康診査等の健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことを明らかにする書類

適用時期

【所得税】 令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用
【個人住民税】 令和5年度分以後の個人住民税について適用

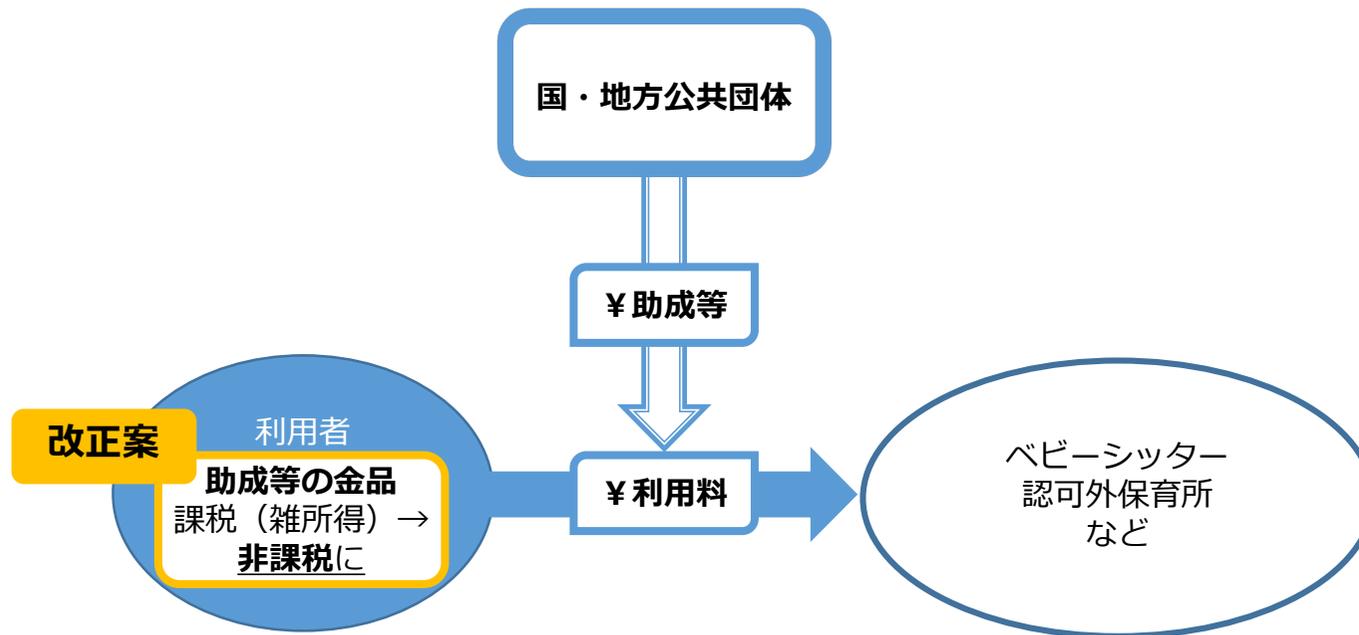
子育てに係る助成等の非課税 (所得税・個人住民税)

ポイント

国や地方公共団体からの保育を主とする子育てに係る助成等について、子育て支援の観点から、非課税とされます。

改正内容

ベビーシッターや認可外保育所利用などの費用の一部について、国や地方公共団体から助成等を受けた場合、その助成等については所得税や住民税が非課税となります。



適用時期

明記なし

退職所得課税の適正化 (個人所得税・個人住民税)

ポイント

勤続年数5年以下の者の退職所得は、原則として2分の1課税の平準化措置が適用されなくなります。

改正内容

1. その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者の下での勤続年数が5年以下である者が、短期退職手当等(※1)に係る退職所得の金額の計算につき、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の金額の計算上2分の1課税がされないこととなります。
 - ※1 短期退職手当等：その退職手当等の支払者からその勤続年数に対応するものとして支払を受けるものであって、特定役員退職手当等(※2)に該当しないもの
 - ※2 役員等勤続年数(※3)が5年以下である者が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるもの
 - ※3 退職金等に係る勤続期間のうち、役員等(※4)として勤務した期間の年数
(1年未満の端数がある場合はその端数を1年に切り上げたもの)
 - ※4 次の①～③に掲げる者が対象
 - ① 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人や法人の経営に従事している一定の者
 - ② 国会議員や地方公共団体の議会の議員
 - ③ 国家公務員や地方公務員
2. 上記の見直しに伴い、短期退職手当等と短期退職手当等以外の退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算方法、退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法及び退職所得の源泉徴収票の記載事項等について所要の措置が講じられます。
3. 個人住民税について、所得税における退職所得課税の適正化の見直しに伴い、所要の措置が講じられます。

適用時期

令和4年分以後の所得税及び個人住民税について適用

退職所得課税の適正化 (個人所得税・個人住民税)

改正内容

【現行】

	勤続年数	退職所得の金額
従業員	5年以下	(退職収入 - 退職所得控除額) × 1/2
	5年超	(退職収入 - 退職所得控除額) × 1/2
役員等	5年以下	(退職収入 - 退職所得控除額)
	5年超	(退職収入 - 退職所得控除額) × 1/2



【改正案】

	勤続年数	(退職収入 - 退職所得控除額) のうち	退職所得の金額
従業員	5年以下	300万円を超える部分	(退職収入 - 退職所得控除額)
		300万円以下の部分	(退職収入 - 退職所得控除額) × 1/2
	5年超		(退職収入 - 退職所得控除額) × 1/2
役員等	5年以下		(退職収入 - 退職所得控除額)
	5年超		(退職収入 - 退職所得控除額) × 1/2

<退職所得控除額の計算の表>

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円 × 勤続年数 (80万円に満たない場合は80万円)
20年超	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※勤続年数の1年未満の期間は切り上げ

適用時期

令和4年分以後の所得税及び個人住民税について適用

所得税確定申告義務の見直し (所得税)

ポイント

計算した所得税の額の合計額が配当控除の額を超える場合であっても、源泉徴収税額や予納税額等の還付申告となるときは、翌年3月15日までの申告義務はなくなり、還付を受けるための申告が必要となります。

改正内容

	申告類型	所得税額と配当控除額の大小関係	所得税申告の種類	申告書の提出期間
現行	還付	所得税額 > 配当控除額	確定申告	翌年2月16日～3月15日
改正案	還付	所得税額 > 配当控除額 (※1、2、3)	還付を受けるための申告	翌年1月1日～5年間

※1 控除しきれなかった外国税額控除の額があるとき

※2 控除しきれなかった源泉徴収税額があるとき

※3 控除しきれなかった予納税額があるとき

適用時期

令和4年1月1日以後に確定申告書の提出期限が到来する所得税について適用

源泉徴収関係書類の電磁的方法による場合の承認不要 (所得税)

ポイント

源泉徴収関係書類の提供を電磁的方法による場合に、税務署長への承認が不要となります。

改正内容

現行	給与等(※)の支払いをする者が税務署長の承認を受けている場合に限り、書面提出に代えて、電磁的方法による提供が認められる。
改正案	給与等の支払いをする者が税務署長の承認を受けなくとも、電磁的方法による提供が認められる。

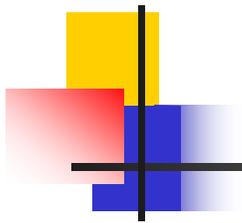
【源泉徴収関係書類】

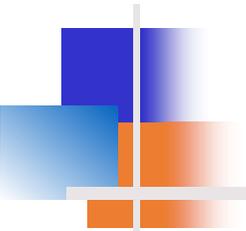
- ① 給与所得者の扶養控除等申告書
- ② 従たる給与についての扶養控除等申告書
- ③ 給与所得者の配偶者控除等申告書
- ④ 給与所得者の基礎控除申告書
- ⑤ 給与所得者の保険料控除申告書
- ⑥ 給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書
- ⑦ 所得金額調整控除申告書
- ⑧ 退職所得の受給に関する申告書
- ⑨ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

※ 給与等…給与等、退職所得等又は公的年金等

適用時期

令和3年4月1日以後に提出する源泉徴収関係書類について適用





土地住宅税制

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例

(法人税・住民税)

ポイント

一定の要件を満たすことで、令和3年1月1日以降に居住の用に供した場合も適用可能となります。また、取得等した住宅の床面積要件の緩和がおこなわれます。

改正内容

- 消費税等の税率10%が適用される住宅の取得等をした場合に一定要件を満たせば、住宅借入金等の特別控除の控除期間が13年（現行：10年）に延長されます。
- 現行の要件である居住の用に供する時期の延長・住宅の取得等に係る契約締結時期には、要件が追加されます。
- 合計所得金額1,000万円以下の者は、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅についても特例が適用可能となります。

適用要件		現行	改正案
取得等の要件		消費税等の税率が10%である住宅の取得等	
居住の用に供する時期		令和元年10月1日から 令和2年12月31日	令和3年1月1日から 令和4年12月31日
住宅取得等の 契約締結時期	居住用家屋の新築	—	令和2年10月1日から 令和3年9月30日
	分譲住宅の取得 (※1) 既存住宅の取得 増改築等	—	令和2年12月1日から 令和3年11月30日
住宅の床面積要件と所得要件(※2)		床面積50㎡以上 合計所得金額3,000万円以下	<ul style="list-style-type: none"> ・床面積40㎡以上50㎡未満 ・合計所得金額1,000万円以下 ・床面積50㎡以上 ・合計所得金額3,000万円以下

※1 居住用家屋で建築後使用されたことのないものに限られます。

※2 合計所得金額が表の金額を超える年については、この特例の適用ができません。

○上記表以外の要件等については、現行と同様です。

適用時期

令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う措置

ポイント

老朽化した高経年マンションの建替え等を促進するため、以下の措置が講じられます。

改正内容

<p>【所得税】 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例</p>	<p>①火災に対する安全性が不足するマンション及び外壁の剥落等により危害を生ずるおそれのあるマンションの敷地売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡について、引き続き、左記の特例の対象 ②上記の際に交付された権利の消滅に対する補償金も、引き続き、移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入の対象</p>
<p>【法人税】 一般の土地譲渡益に対する追加課税制度の適用除外 (優良住宅地の造成等のための譲渡等に係る適用除外)</p>	<p>①火災に対する安全性が不足するマンション及び外壁の剥落等により危害を生ずるおそれのあるマンション敷地の売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡について、引き続き、左記の適用除外の対象</p>
<p>【所得税、法人税】 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例</p>	<p>①左記の適用対象に、敷地分割事業が実施された場合においてその資産に係る敷地権利変換により除却敷地持分等を取得したときを追加 ②法人税では、敷地分割事業における敷地権利変換について、完全支配関係がある法人間で譲渡された譲渡損益調整資産の譲渡利益額は、引き続き、計上不要</p>
<p>【所得税】 割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例</p>	<p>①支払を受ける割引債の償還金につき所得税の納税義務者となる内国法人の範囲に、敷地分割組合を追加</p>

適用時期

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正（令和2年6月24日施行）後から

譲渡所得に対する拡充・縮減 (法人税・法人住民税・事業税・所得税・住民税)

ポイント

譲渡所得の適用範囲が拡充及び縮減されるものは、次のとおりです。

改正内容

【拡充】

項目	改正案
(1) 土地等を譲渡した場合の特別控除 ※都市計画法等の改正が前提 (法人税についても同様)	<ul style="list-style-type: none"> ①一団地の都市安全確保拠点施設（仮称）が都市施設に追加された後の都市計画事業により、土地等が買い取られる場合について、引き続き収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除等の対象 ②浸水被害防止区域（仮称）、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域が追加された後の移転促進区域内にある農地等が集団移転促進事業計画に基づき地方公共団体に買い取られる場合について、引き続き、特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の対象
(2) 収用等の場合の特別控除 ※電気事業法等の改正が前提 (法人税についても同様)	<ul style="list-style-type: none"> ①土地収用法及び大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の対象事業に配電事業が追加された後も引き続き、土地収用法の規定に基づいて収用され、補償金を取得する場合及び大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の使用の認可に関する処分に伴い一定の補償金を取得する場合を収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除等の対象 ②収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除等に係る簡易証明制度の対象に、配電事業の用に供するために設置される一定の施設に関する事業に必要な土地等を追加

【縮減】

項目	改正案
特定の民間住宅地造成事業のための土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除 (法人税についても同様)	<ul style="list-style-type: none"> ①適用対象から、開発許可を受けて行われる一団の宅地造成事業を除外 ②土地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業について、その土地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業の施行地区の全部が市街化区域に含まれる場合に適用対象を限定 ③適用期限は3年延長

適用時期

【拡充】 明記なし

【縮減】 令和3年1月1日から令和5年12月31日

土地に係る固定資産税等の負担調整措置の継続

ポイント

固定資産税等の負担調整措置を継続とした上で、令和3年度に限り、原則として課税標準額・税額が令和2年度と同額に据え置かれます。

改正内容

<p>(1) 固定資産税等の負担調整措置の継続</p>	<p>固定資産税評価額が急激に上昇した場合でも、税負担が急激に増えないように、税額計算の基となる課税標準額を徐々に増やす措置（負担調整措置）を継続</p> <table border="1" data-bbox="721 560 1960 794"> <tr> <td data-bbox="721 560 907 659">住宅用地</td> <td data-bbox="907 560 1960 659">負担水準が100%以上→据え置きの場合と下がる場合あり 負担水準が100%未満→徐々に上昇</td> </tr> <tr> <td data-bbox="721 659 907 794">商業地等</td> <td data-bbox="907 659 1960 794">負担水準が70%超→据え置かれる場合と下がる場合あり 負担水準が60%以上70%以下→据え置き 負担水準が60%未満→徐々に上昇</td> </tr> </table>	住宅用地	負担水準が100%以上→据え置きの場合と下がる場合あり 負担水準が100%未満→徐々に上昇	商業地等	負担水準が70%超→据え置かれる場合と下がる場合あり 負担水準が60%以上70%以下→据え置き 負担水準が60%未満→徐々に上昇
住宅用地	負担水準が100%以上→据え置きの場合と下がる場合あり 負担水準が100%未満→徐々に上昇				
商業地等	負担水準が70%超→据え置かれる場合と下がる場合あり 負担水準が60%以上70%以下→据え置き 負担水準が60%未満→徐々に上昇				
<p>(2) 固定資産税等の課税標準額・税額の据え置き</p>	<p>3年に1度の固定資産税評価額の評価替えの年となる令和3年度について、原則として令和2年度の課税標準額と同額とし、税額は据え置き</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 宅地等（商業地は負担水準が60%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は負担水準が100%未満の土地に限る） ■ 農地（負担水準が100%未満の土地に限る） <p>固定資産税評価額が上がった場合→令和3年度に限り原則として税額据え置き 固定資産税評価額が下がった場合→下がった固定資産税評価額に基づき課税</p>				

【参考】負担水準とは…本来の評価額等に対する、前年度の課税標準等の割合
 $(前年度の課税標準額等 \div 本来の価格等) \times 100$

適用時期

上記(1)は、令和3年度から令和5年度までの間、継続
 上記(2)は、令和3年度のみ

租税特別措置法等に関する改正①（登録免許税：新設）

ポイント

不動産の所有権等の移転登記等に対する登録免許税の税率が軽減されます。

改正内容

（１）都市再生特別措置法の居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき取得する不動産の移転等に対する登録免許税（新設）

都市再生特別措置法の居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき取得する不動産の所有権等の移転登記等に対する登録免許税の税率について、次のとおり軽減されます。

内 容	本則税率	軽減税率
所有権の移転登記	2%	1%
地上権等の設定登記	1%	0.5%

（２）共同再編計画に基づき医療機関の再編に伴い取得する不動産の移転等に対する登録免許税（新設）

医療機関の開設者が、共同再編計画（仮称）に基づき、医療機関の再編に伴い取得する土地又は建物の移転登記等に対する登録免許税の税率について、次のとおり軽減されます。

内 容	本則税率	軽減税率
土地の所有権の移転登記	2%	1%
建物の所有権の保存登記	0.4%	0.2%

適用時期

上記（１）は、令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

上記（２）は、改正法の施行の日から令和5年3月31日まで

租税特別措置法等に関する改正②（登録免許税、不動産取得税、固定資産税・都市計画税）

改正内容

【新設・延長（登録免許税）】

項目	新設・延長
(1) 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減	2年延長
(2) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う登録免許税の免税措置 ①改正法により対象に追加された、火災に対する安全性が不足するマンション及び外壁の剥落等により危害を生ずる恐れがあるマンション敷地の売却事業について、引き続きマンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税を免税 ②マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間の措置…敷地権利変換手続開始の登記及び敷地権利返還後の土地について必要な登記（一定のものに限る）に対する登録免許税を免税	新設
(3) 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減	2年延長
(4) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減	2年延長
(5) 特例事業者等が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減 ①適用対象となる不動産の範囲に保育所用の建築物及びその敷地を追加 ②建築物の用途が住宅（サービス付き高齢者向け住宅を除く）、倉庫又は駐車場である場合を除き、その建築物の建築面積が150㎡以上（新築又は改装の場合には、その建築物の床面積1㎡当たりの工事に要した費用の額が25万円以上である場合に限る）の場合にも、特例事業者又は適格特例投資家限定事業者が新築等をする建築物に係る規模要件を満たすものに該当	2年延長
(6) 相続に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の免税対象となる登記の範囲に、表題部所有者の相続人が受ける土地の所有権の保存登記を追加	1年延長

租税特別措置法等に関する改正③（登録免許税、不動産取得税、固定資産税・都市計画税）

改正内容

【新設・延長：不動産取得税】

項目	新設・延長
(1) 都市再生特別措置法の規定による公告があった居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づく移転により取得した不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する不動産取得税の課税標準の特例（改正法の施行の日から令和5年3月31日まで）	新設
(2) 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例	3年延長
(3) 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の課税標準（本則4%）を3%とする特例	3年延長
(4) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例	2年延長
(5) 政府の補助等を受けて新築された一定のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例及びその住宅の用に供する土地に係る減額措置について、対象となる家屋の床面積要件の上限を180㎡以下（現行：210㎡以下）に引き下げ、一定の補助金を対象から除外し、延長	2年延長

【延長（一部縮減）：固定資産税・都市計画税】

項目	新設・延長
(1) 子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が一定の保育施設の用に供する固定資産に係る固定資産税・都市計画税の課税標準の特例	2年延長
(2) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する地域福利増進事業を実施する者が、その事業の用に供する一定の土地及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税の課税標準の特例	2年延長
(3) 政府の補助等を受けて新築された一定のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置について、対象となる家屋の床面積要件の上限を180㎡以下（現行210㎡以下）に引き下げ、一定の補助金を対象から除外し、延長	2年延長

東日本大震災の復興支援に関する改正①

(法人税・法人住民税・事業税・所得税・住民税)

ポイント

東日本大震災により被害を受けた場合等の取り扱いについて延長、拡充、廃止及び縮減されるものは、次のとおりです。

改正内容

【拡充】

項目	改正案
(1) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例	①福島復興再生特別措置法の改正により、移住及び定住を促進する環境を整備するための事業を追加
(2) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除 (法人税についても同様)	②帰還・移住等環境整備促進法人に対する土地等の譲渡の特例は引き続き対象

【縮減】

項目	改正案
特定住宅被災市町村の区域内の土地等を地方公共団体等に譲渡した場合の2,000万円特別控除 (法人税についても同様)	①東日本大震災からの復興に向けた取り組みを重点的に推進する必要があると認められる区域内にある土地等が買い取られる場合について、市町村等の復興のための計画に記載された東日本大震災からの復興のための事業が適用対象 ②東日本大震災からの復興に向けた取り組みを重点的に推進する必要があると認められる区域以外の区域内にある土地等が買い取られる場合について、令和3年3月31日における市町村等の復興のための計画に記載された東日本大震災からの復興のための事業が適用対象 ③適用期限は5年延長

適用時期

【拡充】 令和3年4月1日（福島復興再生特別措置法の改定の施行）

【縮減】 令和3年4月1日から令和8年3月31日

東日本大震災の復興支援に関する改正②（登録免許税・印紙税）

改正内容

【延長：登録免許税・印紙税】

項目	延長期間
(1) 東日本大震災の被災者等が新築又は取得した建物に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の免税	5年延長
(2) 東日本大震災の被災者等が被災代替建物に係る土地を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税	5年延長
(3) 被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の免税	5年延長
(4) 福島復興再生特別措置法の改定に伴い、帰還環境整備推進法人の事業に移住及び定住を促進する環境を整備するための事業が追加された後も、引き続き、当該法人が取得をした不動産に係る所有権等の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減	—
(5) 東日本大震災の被災者等が建造又は取得をした船舶又は航空機に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の免税措置について、適用対象から、漁船以外の船舶及び航空機に係る保存登記等を除外	5年延長
(6) 東日本大震災の被災者等に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税	5年延長
(7) 東日本大震災の被災者が作成する代替建物の取得又は新築等に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税	5年延長
(8) 東日本大震災の被災者が作成する船舶又は航空機の取得又は建造に係る船舶又は航空機の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置について、適用対象から漁船以外の船舶及び航空機に係る契約書を除外	5年延長

適用時期

上記(1)～(3)、(5)～(8)は、令和3年4月1日から令和8年3月31日
 上記(4)は、令和3年4月1日（福島復興再生特別措置法の改定の施行）

東日本大震災の復興支援に関する改正③ (登録免許税・固定資産税・都市計画税)

改正内容

【廃止：登録免許税】

項目
(1) 東日本大震災の被災者等が受ける本店等の移転の登記等に対する登録免許税の免税措置は、適用期限の到来をもって廃止
(2) 株式会社商工組合中央金庫が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の特例に係る適用期間の延長の特例は、適用期間の到来をもって廃止

【延長・拡充：固定資産税・都市計画税】

項目	延長期間
(1) 福島復興再生特別措置法の改定に伴い、帰還環境整備推進法人の事業に移住及び定住を促進する環境を整備するための事業が追加された後も、引き続き、当該法人が一定の施設の用に供する土地や償却資産に係る固定資産税・都市計画税の課税標準の特例継続	-
(2) 東日本大震災による被災住宅用地に代わるものとして取得した土地に係る固定資産税・都市計画税の特例	5年延長
(3) 東日本大震災により滅失・損壊した家屋に代わるものとして取得等をした家屋に係る固定資産税・都市計画税の減税	5年延長
(4) 東日本大震災による被災住宅用地等に係る固定資産税・都市計画税の特例	5年延長
(5) 東日本大震災により滅失・損壊した償却資産に代わるものとして、一定の被災地域内で取得等をした償却資産に係る固定資産税・都市計画税の課税標準の特例	3年延長

適用時期

【廃止】令和3年3月31日まで

【延長・拡充】上記(1)は、令和3年4月1日(福島復興再生特別措置法の改定の施行)、

(2)～(4)は、令和3年4月1日から令和8年3月31日、(5)は、令和3年4月1日から令和6年3月31日

東日本大震災の復興支援に関する改正④ (不動産取得税)

改正内容

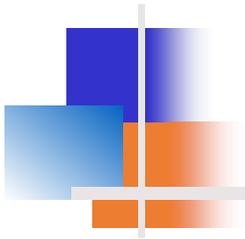
【延長・拡充：不動産取得税】

項目	延長期間
(1) 福島復興再生特別措置法の改定に伴い、帰還環境整備推進法人の事業に移住及び定住を促進する環境を整備するための事業が追加された後も、引き続き、その法人が取得した土地に係る不動産取得税の課税標準の特例継続	—
(2) 東日本大震災により滅失・損壊した家屋に代わるものとして取得した家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例	5年延長
(3) 東日本大震災により滅失・損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に代わるものとして取得した土地に係る不動産取得税の課税標準の特例	5年延長

適用時期

上記(1)は、令和3年4月1日(福島復興再生特別措置法の改定の施行)
上記(2)、(3)は、令和3年4月1日から令和8年3月31日

その他



電子帳簿等保存制度の見直し①

ポイント

電子帳簿等保存制度が見直され、手続きと保存要件が大幅に緩和されます。

改正内容

■ 改正案の概要

電子帳簿等保存制度について、経理の電子化による生産性の向上やペーパーレス化を一層促進する観点から、その手続きと保存要件が大幅に緩和されることとなります。

1. 承認申請制度の全面廃止及び保存要件の緩和

現在、会計帳簿や請求書等の書類を電子データとして保存するためには、一定の要件を満たした上で、その保存開始の3月前までに税務署へ承認申請書を提出し、税務署長の承認を受ける必要があります。今般の改正により、この承認申請書の提出と承認の取り付けが不要とされることとなります。つまり、一定の要件を満たすことができれば、自主的に電子帳簿等保存制度の適用を開始することができるようになります。

また、その要件（システムや社内規程及びタイムスタンプの付与に関するもの）も緩和されます。特に会計帳簿の保存要件については、5要件から2要件へと大幅な緩和が見込まれており、これにより、多くの事業者が会計帳簿の電子保存という選択肢を得ることになるものと考えられます。その一方で、「税務調査の際、会計帳簿をデータ提出しなければならない」といった調査対応時の要件も創設されるため、コストとベネフィットを勘案して適用の有無を判断する必要があります。

スキャナ保存の要件についても、入力期限が「概ね3営業日以内」から「最長2か月以内」に延長されるなど、緩和が図られます。

2. 優遇措置と罰則措置の創設

会計帳簿の電子保存について一定の要件を満たす場合は、過少申告加算税を5%減額する優遇措置が創設されます。一方で、スキャナ保存したデータや電子取引データについて改ざん等を行ったことが発覚した場合には、重加算税を10%増額する罰則措置が創設されます。

適用時期

令和4年1月1日から施行（なお、既に現行制度の承認を受けているものの扱いは従前どおり）

電子帳簿等保存制度の見直し①

ポイント

電子帳簿保存法について、経理の電子化による生産性の向上やペーパーレス化を一層促進する観点から、その手続きと保存要件が大幅に緩和されます。

改正内容

■ 現行の電子帳簿保存法の概要

電子保存の対象		具体例	電子保存の方法	
			電子データ保存	スキャナ保存
国税関係帳簿		仕訳帳や総勘定元帳等のいわゆる会計帳簿のほか、固定資産台帳、給与台帳など	○(A)	—
国税関係書類	決算関係書類	B/S、P/L、棚卸表など	○(B)	—
〃	重要書類	契約書、領収書、請求書、納品書、預金通帳など	○(B)	○(C)
〃	一般書類	見積書、注文書、検収書、貨物受領書など	○(B)	○(C)
電子取引		EDI取引、メールデータ、電子契約など	○(D)	—

電子帳簿保存法は、帳簿や書類を紙ではなくデータで保存したい場合の要件を定めた法律です。この要件は、帳簿や書類の種類とその保存方法によって異なります。

- ・電子データ保存：自らがパソコンなどで作成した帳簿（仕訳帳、総勘定元帳など）をそのままの状態での保存することや、自らがパソコンなどで作成し、紙で交付した書類（契約書や見積書など）について、その元データをそのままの状態での保存すること
- ・スキャナ保存：取引先から紙で受け取った書類（契約書や見積書など）について、スキャンして保存すること
- ・電子取引：取引先からメールなどで受け取った書類（契約書や見積書など）について、そのデータをそのままの状態での保存すること

電子帳簿等保存制度の見直し② ～(A)国税関係帳簿書類の電子データ保存～

ポイント

国税関係帳簿書類の電子データ保存について承認制度が廃止されるとともに、その保存要件も緩和されます。

また、引き続き現行の厳格な要件を満たす場合は、罰則が科された際の減額措置が用意されます。

改正内容

■ (A) 国税関係帳簿書類の電子データ保存の要件について

要件	内容	現行	改正案	改正案 (罰則緩和)
承認申請書の提出	適用開始日の3月前の日までに承認申請書の提出が必要	○	×	× (要届出)
税務調査時の協力	(創設) 税務調査の際、データでの帳簿提出を求められた場合は、これに応じること	-	○	-
訂正・削除履歴の確保	データの訂正や削除・追加等の事実が確認できる又は訂正削除できないシステムであること	○	×	○
相互関連性の確保	業務・会計システム間で相互に関連する項目を持つ場合、その関連性をどちらのシステムからでも確認できること	○	×	○
関係書類等の備付け	適切な社内ルールのもとにシステム運用がなされ、会計処理がされていること(経理規定・システム運用規定・会計処理フロー等の備え付け)	○	○	○
見読可能性の確保	保存データはディスプレイ及びプリンター等に整然とした形式及び明瞭な状態で出力可能であること	○	○	○
検索機能の確保	保存データを速やかに検索することができること	○	×	○

適用時期

令和4年1月1日以後に備え付けを開始する国税関係帳簿について適用

電子帳簿等保存制度の見直し② ～(A)国税関係帳簿書類の電子データ保存～

ポイント

国税関係帳簿書類の電子データ保存について承認制度が廃止されるとともに、その保存要件も緩和されます。

また、引き続き現行の厳格な要件を満たす場合は、罰則が科された際の減額措置が用意されます。

改正内容

■ (A) 国税関係帳簿の電子データ保存について、任意要件を満たす場合

要件充足の内容

所得税、法人税又は消費税について修正申告又は更正が行われる場合、通常は10%ないし15%の過少申告加算税が課されますが、その修正又は更正が一定の電子データ保存をおこなっていた帳簿に記載されていた事項に関するものである場合には、過少申告加算税が5%軽減されます。

※隠蔽仮装の事実がある場合は適用対象外となります。

適用要件

①現行制度上の「訂正・削除履歴の確保」～「検索機能の確保」の5要件（前ページ参照）のすべてを満たした上で電子データ保存をおこなうこと

なお、「検索機能の確保」については、検索項目を取引年月日、金額、取引先に限定するなど、その要件が緩和されます。

②国税関係帳簿の電子データ保存を行う旨を記載した届出書をあらかじめ提出しておくこと

■ (A) 国税関係帳簿の電子データ保存と所得税の青色申告特別控除65万円について

国税関係帳簿の電子データ保存をもって65万円の青色申告特別控除の適用を受ける場合の、その保存要件については、上記の要件と同じく、現行制度上の「訂正・削除履歴の確保」～「検索機能の確保」の5要件のすべてを満たすこととされます。なお、「検索機能の確保」については、検索項目を取引年月日、金額、取引先に限定するなど、その要件が緩和されます。

適用時期

令和4年1月1日以後に備え付けを開始する国税関係帳簿について適用

（過少申告加算税は同日以後に法定申告期限が到来する国税について適用）

電子帳簿等保存制度の見直し③ ～(B)国税関係書類の電子データ保存～

ポイント

国税関係書類の電子データ保存について承認制度が廃止されるとともに、その保存要件も緩和されます。国税関係書類とは、BS・PL、契約書や請求書、見積書等の書類を指します。

改正内容

■ (B) 国税関係書類の電子データ保存の要件について

要件	内容	現行	改正案
承認申請書の提出	適用開始日の3月前の日までに承認申請書の提出が必要	○	×
税務調査時の対応	【創設】税務調査の際、データでの書類提出を求められた場合は、これに応じなければならない	-	○
関係書類等の備付け	適切な社内ルールのもとにシステム運用がなされ、会計処理がされていること（経理規定・システム運用規定・会計処理フロー等の備え付け）	○	○
見読可能性の確保	保存データはディスプレイ及びプリンター等に整然とした形式及び明瞭な状態で出力可能であること	○	○
検索機能の確保	保存データを速やかに検索することができること	○	×

※ 「検索機能の確保」の要件（主要な記録項目を検索要件とする、日付や金額の範囲を指定して条件を設定する、2以上の任意の項目を組み合わせて条件を設定する）については廃止されます。

適用時期

令和4年1月1日以後に備え付けを開始する国税関係書類について適用

電子帳簿等保存制度の見直し④ ～(C)国税関係書類のスキャナ保存～

ポイント

国税関係書類のスキャナ保存について承認制度が廃止されるとともに、その保存要件も緩和されます。なお、スキャナ保存の対象となる国税関係書類は、契約書や請求書、見積書等の書類です。

改正内容

■ (C) 国税関係書類のスキャナ保存の要件について

要件	内容	現行	改正案
承認申請書の提出	適用開始日の3月前の日までに承認申請書の提出が必要	○	×
入力期間の制限	書類の作成・受領から速やかにスキャン及びタイムスタンプの付与を行うこと	○	△
システムの制限	「タイムスタンプの付与」や「一定水準以上の解像度によるスキャン」、「編集履歴の管理」ができるなど、一定の機能を備えたシステムを使用すること	○	△
入力者情報の記録	各書類についてスキャンを実施する者やその監督者に関する情報を確認できること	○	○
適正事務処理要件	「相互けん制」「定期的な検査」「再発防止策」に関する規程を定め事務処理を行うこと	○	×
相互関連性の確保	スキャナ保存した書類のデータと会計帳簿との関連性が相互に確認できること	○	○
見読可能性の確保	保存した書類データはディスプレイやプリンター等で出力可能であること	○	○
関係書類等の備付け	使用するシステムの説明書や事務手続き方法を定めた書類を備え付けておくこと	○	○
検索機能の確保	取引年月日や金額、取引先等を指定して検索ができることなど	○	△

- ・「入力期間の制限」、「システムの制限」、「検索機能の確保」の要件については緩和されることとなります。
- ・「適正事務処理要件」については廃止されることとなります。

適用時期

令和4年1月1日以後に備え付けを開始する国税関係書類について適用

電子帳簿等保存制度の見直し④ ～(C)国税関係書類のスキャナ保存～

ポイント

『入力期間の制限』、『システムの制限』、『検索機能の確保』の要件が緩和されます。

改正内容

■ 「入力期間の制限」要件の緩和

内容	現行	改正案
入力期間	おおむね3営業日以内に入力を実施する必要あり	最長2月以内に入力を実施すればよい
紙の書類への自署	スキャン前に紙の書類へ自署を実施する必要あり	不要

※ 「入力」とは下記の一連の流れをいいます。

- ①紙の書類をスキャンする
- ②スキャンした画像データと紙の書類を見比べ、記載内容や色が同じであることを確認する
- ③スキャンした画像データにタイムスタンプを付す

■ 「システムの制限」要件の緩和

内容	現行	改正案
タイムスタンプの付与機能	タイムスタンプの付与機能が必要	訂正または削除の履歴が確認できるシステム、又はそもそも訂正削除ができないシステムであれば、タイムスタンプの付与機能が不要

適用時期

令和4年1月1日以後に備え付けを開始する国税関係書類について適用

電子帳簿等保存制度の見直し④ ～(C)国税関係書類のスキャナ保存～

ポイント

『入力期間の制限』、『システムの制限』、『検索機能の確保』の要件が緩和されます。

改正内容

■ 「検索機能の確保」要件の緩和

内容	現行	改正案
検索項目	取引年月日、金額その他主要な項目を指定しての検索	取引年月日、金額及び取引先を指定しての検索に 限定
範囲指定検索	日付または金額の範囲を指定しての検索	一定の場合(※)は不要
組み合わせ検索	2以上の任意の項目を組み合わせでの検索	一定の場合(※)は不要

※ 税務調査の時、データでの書類提出の求めに応じることとする場合は、範囲指定及び組み合わせ検索の機能は不要となります。

適用時期

令和4年1月1日以後に備え付けを開始する国税関係書類について適用

電子帳簿等保存制度の見直し⑤ ～(D)電子取引の電子データ保存～

ポイント

電子取引データの電子データ保存について、その保存要件が緩和されます。

改正内容

■ (D) 電子取引データの電子データ保存の要件について

要件	内容	現行	改正案
承認申請書の提出	現行制度上も電子取引データの電子保存について承認申請は不要	×	×
書類の備え付け	電子計算処理システムの概要を記載した書類の備付け (自社開発のプログラムを使用する場合に限る)	○	○
見読可能性の確保	保存データはディスプレイ及びプリンター等に整然とした形式及び明瞭な状態で出力可能であること	○	○
検索機能の確保	保存データを速やかに検索することができること	○	△
不正防止措置	次のいずれかの措置を行うこと ①タイムスタンプが付された後の授受 ②授受後遅滞なくタイムスタンプを付す ③データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用 ④訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付け	○	△

- ・「検索機能の確保」要件及び「不正防止措置」要件のうち、タイムスタンプの付与については、スキャナ保存と同様の緩和措置が講じられます。
- ・前々年の売上高が1,000万円以下の者で、税務調査の時、電子取引データのダウンロード提出を求められた際これに応じることとする場合は、電子取引データの保存要件のうち「検索機能の確保」要件は不要となります。

適用時期

令和4年1月1日以後に行う電子取引について適用

ポイント

適用要件が緩和されることに伴い、適正な保存を担保するため、隠蔽仮装行為があった場合の重加算税を増額する罰則強化が講じられます。

改正内容

■ (C)・(D) スキャナ保存・電子取引の電子保存をおこなうとともに隠蔽仮装の事実があった場合の罰則強化

隠蔽仮装の事実に基づき期限後申告若しくは修正申告又は更正決定等があった場合には、通常は35%ないし40%の重加算税が課されますが、それらの事項がスキャンデータや電子取引データに関して生じたものである場合については、重加算税が10%増額されます。

■ (C)・(D) その他スキャナ保存・電子取引の電子保存を行う場合の措置

- ①スキャナ保存が行われた国税関係書類の保存義務者は、改正案の要件を満たさないスキャンデータについても、保存しなければなりません。
- ②電子取引の電子保存を行う者が行う、電子取引データの出力書面等の保存をもって電子取引データに代えることができる措置は廃止されます。
- ③改正案の要件を満たさないスキャンデータ及び電子取引データについては国税関係書類等と扱わないものとされます。ただし災害その他やむを得ない事情により、改正案の要件を満たさないことを証明できる場合は、その事情が生じた日以後については、その要件は不要となります。

適用時期

令和4年1月1日から以後に備え付けを開始する国税関係書類及び電子取引について適用

エコカー減税の見直し①

ポイント

自動車重量税のエコカー減税（国税）について、燃費性能に関する要件を見直した上で、その適用期限が2年間延長されます。
また、自動車環境性能割（地方税）について、税率の適用区分における燃費性能に関する要件が見直されます。

改正内容

自動車重量税 【国税】

		令和12年度燃費基準に対する達成の程度（※1）		
乗用自動車（※2） （軽油自動車を除く）	基準達成	90%以上（※1）	75%以上（※1）	60%以上（※1）
	税額	免税	50%軽減	25%軽減

※1 令和2年度燃費基準を達成しているものに限りませう。

※2 新車について、2回目の車検時で納付すべき重量税を免除する自動車は、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が120%以上であるものになります。

自動車税 環境性能割 【地方税】

		令和12年度燃費基準に対する達成の程度（※1）		
自家用乗用車 （軽油自動車を除く）	基準達成	85%以上（※1）	75%以上（※1）	60%以上（※1）
	税率	非課税	1%	2%
営業用乗用車 （軽油自動車を除く）	基準達成	75%以上（※1）	65%以上（※1）	60%以上（※1）
	税率	非課税	0.5%	1%

※1 令和2年度燃費基準を達成しているものに限りませう。

適用時期

【自動車重量税】令和3年5月1日から令和5年4月30日の車検時に適用

【自動車環境性能割】令和3年4月1日から令和5年3月31日に新車登録を受けたものに適用

エコカー減税の見直し②

ポイント

種別割特例であるグリーン化特例について、適用期限が令和5年3月31日まで2年間延長されます。

改正内容

自動車税種別割

○種別割のグリーン化特例・軽課

自家用乗用車（※1）	特例措置・税率	概ね75%軽減
自家用乗用車を除く自動車（※2）		
下記に掲げる自動車（※3）	特例措置・税率	概ね50%軽減

※1 電気自動車、天然ガス自動車及びプラグインハイブリッド自動車に限る

※2 ①電気自動車、プラグインハイブリッド自動車

②天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制に適合するもの、又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、同規制の基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの）

③平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、同規制の基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車、又は平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、同規制の基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であり、かつ、令和2年度燃費基準を達成しているもの（揮発油又は液化石油ガスを内燃機関の燃料とする営業用乗用車に限る。）

④平成30年排出ガス規制又は平成21年排出ガス規制に適合する自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であり、かつ、令和2年度燃費基準を達成しているもの（軽油を内燃機関の燃料とする営業用乗用車に限る。）

※3 ※2③④の令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上のもの

○種別割のグリーン化特例・重課

現行のグリーン化特例（重課）の適用期限を2年延長し、令和4年度分及び令和5年度分が特例措置の対象とされます。

適用時期

【軽課】令和3年4月1日から令和5年3月31日に新車登録を行った場合に限り、登録年度の翌年度に適用

税務関係書類における押印義務の見直し

ポイント

税務関係書類（国税）および地方税関係書類（地方税）について、原則として押印が不要となります。

改正内容

国税

提出者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類について、次に掲げる税務関係書類を除き、押印を要しないこととするほか、所要の措置が講じられます。

【見直し対象外のもの】

- (1) 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類
- (2) 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類

- ※ ・国税犯則調査手続における質問調査等への押印については、刑事訴訟手続に準じた取扱いとなります。
・上記の改正の趣旨を踏まえ、押印を要しないこととする税務関係書類については、施行目前においても、運用上、押印がなくとも改めて求めないこととされます。

地方税

提出者等の押印をしなければならないこととされている地方税関係書類について、押印不要とするほか、所要の措置が講じられます。

- ※ 地方税犯則調査手続における質問調査等への押印については、刑事訴訟手続に準じた取扱いとなります。

適用時期

【国 税】 令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用
【地方税】 令和3年4月1日以後に提出する地方税関係書類について適用

その他税務改正①

改正内容

【国税】

項目	取扱い
(1) スマートフォンを使用した決済サービスによる納付手続の創設	国税の納付手続について、国税を納付しようとする者がスマートフォンを使用した決済サービスに係る事項につきインターネットを利用して行う入力により納付しようとする場合には、国税庁長官が指定する納付受託者に納付を委託することができるようになります。
(2) 国外からの納付方法の拡充	国外に住所又は居所を有する納税者が行う国税の納付について、国外の金融機関を通じて国税収納官吏の国内預金口座に送金する方法により行うことができるようになります。
(3) e-Taxによる申請等の方法の拡充	税務署長等に対する申請等で電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）によりその申請等に係る書面に記載すべき事項を入力して送信することができないものについて、書面による提出に代えて、スキャナによる読み取り等により作成した電磁的記録（いわゆる「イメージデータ」）を送信することにより行うことができるようになります。
(4) クラウド等を利用した支払調書等の提出方法の整備	あらかじめ税務署長に届け出た場合には、クラウド等に備えられたファイルにその支払調書等に記載すべき事項を記録し、かつ、税務署長に対してそのファイルに記載されたその記載情報を閲覧し、及び記録する権限を付与することにより、支払調書等の提出をすることができるほか、所要の措置が講じられます。

適用時期

- 上記（１）、（２）は、令和４年１月４日以後に納付する国税について適用
上記（３）は、令和３年４月１日以後に行う申請等について適用
上記（４）は、令和４年１月１日以後に提出する支払調書等について適用

その他税務改正②

改正内容

【地方税】

項目	取扱い
スマートフォンを使用した決済サービスによる納付のための所要の措置	地方税の納付手続について、地方税を納付しようとする者が、スマートフォンを使用した決済サービスにより納付しようとする場合には、地方団体の長が指定する事業者に納付を委託することができることが法令上明確化されます。この場合、国税の制度と同様に、当該事業者の納付義務等について所要の措置が講じられます。

【消費税】

項目	現行	改正案
課税売上割合に準ずる割合を用いようとする場合	適用しようとする課税期間の末日までに税務署長の承認を受ける必要があります（承認審査に時間がかかるため余裕をもって申請する）。	課税期間の末日までに承認申請書を提出し、同日の翌日以後1月を経過する日までに税務署長の承認を受けた場合には、当該承認申請書を提出した日の属する課税期間から課税売上割合に準ずる割合を用いることができますようになります。

【印紙税】

項目
新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置により、その経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置が延長されます。

適用時期

- 【地方税】 令和4年1月4日以後に地方税の納付を委託する場合について適用
- 【消費税】 明記なし
- 【印紙税】 令和4年3月31日まで延長

令和3年度税制改正冊子作成委員会

東京 朝日税理士法人

作成担当者

- 〔本 部〕 愛知実希、石井学、石山大助、井出幸江、伊藤貴人、遠藤壮一郎、大黒裕子、古家後里帆、鈴木隆之、田中宏明、鶴岡拓弥、日坂幸史、三門翔太郎、安江利哉、山本孝幸
- 〔城 南〕 阿部清久、今井真由三、沖敦、金子勲、古閑俊郎、小坂光重、佐澤龍彦、佐々木直美、鈴木光、須藤良明、宗田健二、高野仁、福原聡、三宅庸介、森川ゆかり、山川学武、山本健史
- 〔神奈川〕 中村浩之

事 務 局

- 〔本 部〕 高尾英一、長谷川ルリ子、土田道太
- 〔城 南〕 木屋正樹、矢田真紀、小林浩二

連 絡 先

- 〔本 部〕 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階
Tel 03-3556-6000 担当 長谷川ルリ子・土田道太
- 〔城 南〕 東京都世田谷区玉川台2-3-20
Tel 03-3700-3331 担当 木屋正樹・矢田真紀・小林浩二

本資料は、令和2年12月10日に公表された「令和3年度税制改正大綱」及び税制調査会等の資料等を基に、令和3年度に予定される税制改正の内容を解説したものです。改正は国会の審議を経て可決・決定されるものであり、本資料の内容には正確を期しておりますが、改正内容等の確実性・正確性・網羅性を保証するものではありません。予定される税制改正を踏まえ意思決定等をおこなうときは、必ず事前に顧問税理士等の専門家に相談してください。また、資料の出典については、出典先の資料をそのまま使ったケースと一部に加筆修正したケースがあります。